

那覇市小口資金融資のご案内

1 融資内容

	資金使途	限度額	融資期間	償還	利率	担保	連帯保証人	保証料率	申込場所
一般小口	運 転 設 備 運 転 設 備 運 転 設 備 業	750万円	運転・転業5年以内 設備、運転設備 7年以内 (据置6か月以内)	月 賦 償 還	2.55%	不要	個人は必要 に応じて、 法人は法人 代表者	無担保 0.45%~1.45% 有担保 0.35%~1.35%	商工農水課 那覇商工会議所
特別小口	運 転 設 備 運 転 設 備	750万円	運転5年以内 設備、運転設備 7年以内 (据置6か月以内)	月 賦 償 還	2.35%	不要	不要	0.6%	商工農水課 那覇商工会議所

注①一般小口の保証料率は上記保証料率の範囲で、保証協会が決定します。

②特別小口は個人事業所のみで、法人の場合は法人代表者を必ず連帯保証人とします。

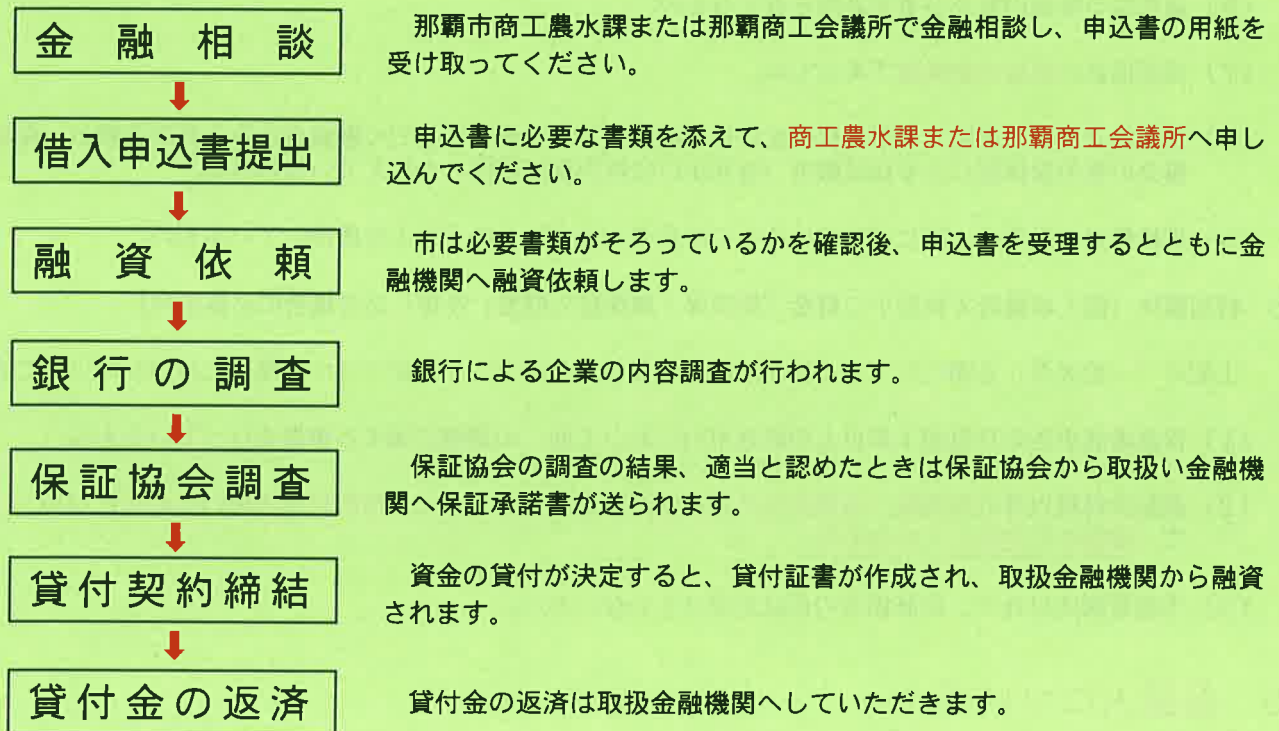
③一般小口資金の保証料率については、条件により割引の適用もあります。

※ 特別小口資金と一般小口資金を併用することはできません。(1企業1件に限ります。)

※ 年度途中で貸付金利が改定されることがあります。

※ 平成22年度の締切りは、平成23年3月31日ですが、融資枠に達し次第、締切ることもあります。

2 融資の手順



取扱金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫の4行です。

また、申込から融資の実行までに平均1か月程かかりますので計画的に申し込んでください。

お問い合わせ 及び お申込先	那覇市 経済観光部 商工農水課 新都心銘苅庁舎2階 電話 951-3212	那覇商工会議所 電話 868-3758
----------------------	---	-------------------------------

※この融資について、行政書士等の資格がなくて、あっせんすると言って手数料、謝礼金等を要求する者があるようですからご注意ください。

3 那覇市小口融資制度のしくみ

那覇市小口融資制度は、那覇市と金融機関の資金で、沖縄県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）が、担保力・信用力の不足がちな小規模企業者の保証人となって、その債務を保証するという仕組みによって運用されているもので、那覇市と保証協会および金融機関との三者の相互協力によって、市内の小規模企業者に対して必要な事業資金の融通を図る目的で設けられた融資制度です。

4 申込みの要件

① 一般要件（一般小口資金を申し込む場合の必要条件）

- (1) 平成22年1月1日までに那覇市に住民登録し、引き続き居住しているもの。
個人企業の代表者のみ、法人企業の代表者は関係せず。
- (2) 市内に6か月以上事務所を有し、この間継続して同一の業種に属する事業を行っているもの。
- (3) 常時雇用する従業員数が商業・サービス業の場合は5人以下、製造業・建設業・工業等の場合は20人以下の会社又は個人企業。
経営者、役員、家族従業員（生計を一にしている家族）を除く。
常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。
- (4) 市税の滞納がないもの。
- (5) 許可、認可、届け出を必要とする業種に該当する場合の事業者は、許可、認可を受け、又は届出を行った者。
- (6) 適切なる事業内容及び事業計画を有するもの。
- (7) 保証協会の保証対象業種であるもの。
- (8) 保証協会が現に保証する無担保保証に係る債務額とこの規則に基づく融資申込みの合計金額が、保証協会の無担保保証による保証限度（特別小口は特別保証限度）を超えていないもの。
- (9) 借換融資の対象は、現に受けている小口融資の元金の2分の1以上を償還しているもの。

② 特別要件（個人事業者で特別小口資金「無担保・無保証人制度」を申し込む場合の必要条件）

上記の「一般要件」を満たしていることが前提となる。その上で、下記の3つの条件に該当していること。

- (1) 保証委託申込の日以前1年以上引続き市内において同一の業種に属する事業を行っているもの。
- (2) 源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、課税され完納しているもの。
- (3) 当融資制度以外で、保証協会の保証を受けていないもの。

5 保証人について

一般小口資金の申込みにあたり、個人企業は必要に応じて求めます。法人の場合は代表者を連帯保証人とします。

(※調査の段階で、保証人の追加・変更等がある場合もあります。)

特別小口で申込の場合も、審査の結果によっては一般小口への変更になる場合があります。

6 申込みに必要な書類（全て1通づつ）各種証明書等は全て原本

チェック	個人企業	チェック	法人企業
	<p>[申込者本人] ※書類の押印及び訂正は、全て実印で行ってください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①那覇市小口資金融資（審査）申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ②市税の完納証明書（最近の1年間分） ※市県民税・固定資産税・軽自動車税等 ★本庁税制課・各支所・銘苅庁舎</p> <p>（特別小口貸付の方のみ） ※下記（イ）～（ハ）のいずれかの証明書</p> <p><input type="checkbox"/> （イ）所得税納税証明書「その1」 ★税務署 ※源泉所得税以外の所得税が課税され完納していること</p> <p><input type="checkbox"/> （ロ）事業税納税証明書（納税額がわかるもの） ※事業税が課税され完納していること ★那覇県税事務所</p> <p><input type="checkbox"/> （ハ）市町村県民税の課税証明書 ※所得割のある県民税もしくは市町村民税が課税され完納していること ★本庁税制課・各支所・銘苅庁舎</p> <p><input type="checkbox"/> ③確定申告書の写し（最近2年間分） ※受付印のあるもの</p> <p><input type="checkbox"/> ④資産評価証明書 ★市町村税制関係課 ※資産がない場合は無資産評価証明書が必要</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤住民票抄本（一般）★本庁市民課・各支所・銘苅庁舎</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥印鑑証明書 ★本庁市民課・各支所・銘苅庁舎</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦国民健康保険税の完納証明書 ★本庁国民健康保険課</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧保険証の写し ※申込人が国保の世帯員又は社保等に加入している場合</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨許認可証の写し ※許認可業種の場合</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩見積書、請求書等 ※設備・運転設備資金の場合</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪旧債の償還明細書の写し ※借換の場合</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫個人情報の提供に関する同意書</p> <p>※融資申込金融機関では、上記の書類の他に以下の書類が必要となります。</p> <p>[申込者本人] ・個人情報の提供に関する同意書 （金融機関及び保証協会用）</p> <p>[連帯保証人（連帯保証人を必要とする場合）] ※資産を有する方が原則。但し、保証人に資産がない場合は、安定性の高い所得のある方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ★市町村税制関係課 ・資産評価証明書 ★市町村税制関係課 ※資産のある方のみ ・印鑑証明書 ★市町村住民関係課 ・個人情報の提供に関する同意書 （金融機関及び保証協会用） 		<p>[申込者本人] ※書類の押印及び訂正は、全て法人印（実印）で行ってください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①那覇市小口資金融資（審査）申込書</p> <p><input type="checkbox"/> ②確定申告書の写し（最近2年間分） ※税務署受付印のあるもの ※全部コピーをとり提出</p> <p><input type="checkbox"/> ③決算書の写し（最近2年間分） ※全部コピーをとり提出</p> <p><input type="checkbox"/> ④市税の完納証明書→法人 ★本庁税制課 ※市県民税・固定資産税・軽自動車税等</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤資産評価証明書→法人 ★市町村税制関係課 ※資産がない場合は無資産評価証明書が必要</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥定款の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦商業登記簿謄本又は登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） ★那覇地方法務局</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧法人印鑑証明書 ★那覇地方法務局</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨許認可証の写し ※許認可業種の場合</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩見積書、請求書等 ※設備・運転設備資金の申込者の場合</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪旧債の償還明細書の写し ※借換の場合</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫個人情報の提供に関する同意書</p> <p>※融資申込金融機関では、上記の書類の他に以下の書類が必要となります。</p> <p>[申込者本人] ・個人情報の提供に関する同意書 （金融機関及び保証協会用）</p> <p>[連帯保証人] ※資産を有する方が原則。但し、保証人に資産がない場合は、安定性の高い所得のある方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書 ★市町村税制関係課 ・資産評価証明書 ★市町村税制関係課 ※資産のある方のみ ・印鑑証明書 ★市町村住民関係課 ・個人情報の提供に関する同意書 （金融機関及び保証協会用）

※証明書の有効期間は3か月以内となっていますが、金融機関及び保証協会の書類審査に時間を要しますので、余裕を持って提出してください。

※申込の際は、実印（又は法人印）をお持ち下さい。（訂正などの際必要です。）

※審査の段階で、必要に応じて別途書類を徴求される場合があります。

7 融資に際しての心構え

(1) 融資の相談・申込みは経営者自身で

融資の相談、申込みは、できるだけ事業内容を説明できる経営者自身が受けるようにしましょう。

(2) 借入金の使途

これから申込みをしようとする借入金を何に使うか、その使いみちをはっきりさせ、必要最小限の金額を申込みましょう。

(3) 資金を必要とする理由

なぜ借入れしなければならないか、その理由をわかってもらえるよう、最近1年間の経営状況を把握し、これからの事業計画を立てておきましょう。

(4) 事業内容の明確化

帳簿など事業内容を表す関係書類は日頃から整え、自分の経営実態を良く知り、いつでも質問に答えられ、調査を受けられるよう明確にしておきましょう。

(5) 借入れた資金の返済計画

返済計画に無理がないか、その見通しを正確に、余裕を持って立てておきましょう。借入れた資金を返済する能力があるかどうかは、借入れできるかどうかを決定する大切な条件です。(金融機関及び保証協会の調査で返済能力に懸念があるとみなされたときは、申込金額の減や保証人追加等の変更や場合によっては融資拒絶等になることもあります。)

(6) 金融機関と常時取引関係をもちましょう。

金融機関と常時関係をもつことは経営上有利になるばかりでなく、あなたの事業の信用を高めることになるので常に取引を心がけましょう。

8 沖縄県信用保証協会について (問い合わせ先 863-5300 審査課)

沖縄県信用保証協会とは、物的担保力、信用力の弱い中小企業者が、国や県、市町村の制度資金を利用したり、あるいは金融機関から資金を借入れする場合に、中小企業者の保証人となって、融資が円滑に行われるように設けられた中小企業者のための唯一の公的信用保証機関です。

保証の申込みは保証協会又は金融機関のどちらでもできますが、保証協会自体は資金の貸付は行っていません。

保証取付け後、万一何らかの事故で中小企業者が返済不能に陥った場合、保証協会が中小企業者に代わって代位弁済します。その後の中小企業者の債務は、経営の立ち直りを図りつつ、保証協会に返済してもらいます。

9 保証対象外 (融資できない) 業種

(保証協会は政令業種以外は原則として保証対象外業種としている。)

農 業	果樹栽培、温室栽培、種苗業、養鶏業、養豚業、養蜂、養蚕、牛馬育成、搾乳及び原乳販売業 (乳牛を所有し原乳を販売する場合)
林 業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負
漁 業	のり採取業、水産養殖業 (こい養殖、うなぎ養殖、熱帯魚養殖、金魚養殖、はまち養殖)
金融業・保険業	商品券売買業、ゴルフ場会員権売買業
不 動 産 業	土地売買業 (投機目的のみ)
娯 楽 業	風俗関連業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、スロットマシン場、射的場、ストリップ劇場、芸ぎ業、競輪、競馬の競走場及び競技団、場外車券売場、ディスコ
旅 館 業	モーテル、ラブホテル
浴 場 業	ソープランド
そ の 他	宗教、政治・経済・文化団体、易断業、学校法人